

一般社団法人日本希少がん患者会ネットワーク
パートタイマー・アルバイト規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本希少がん患者会ネットワーク（以下「RCJ」という）のパートタイマー及びアルバイトの服務規律、労働条件を定めたものである。

2 この規程に定めていないことは、労働基準法、その他の法令による。

(パートタイマー及びアルバイトの定義)

第2条 パートタイマー及びアルバイトとは、臨時に雇用される者、原則として1日の労働時間が8時間未満の者、または特定の日に勤務する者をいう。

第2章 採用

(採用)

第3条 パートタイマー及びアルバイトは採用の際、次の書類を提出しなければならない。

(1) 履歴書

(2) その他、会社が指示したもの

2 会社はパートタイマー及びアルバイトと雇用契約書を作成する。

第3章 就業時間、休憩時間、休日及び休暇

(就業時間及び休憩時間)

第4条 パートタイマー及びアルバイトの所定労働時間は、個別に雇用契約書において定める。

2 休憩については雇用契約で定める。

(休日)

第5条 休日は個別に雇用契約で定める。

2 業務上必要がある場合には、前項で定める休日を他の労働日と振替えることがある。

(時間外、休日及び深夜勤務)

第6条 業務の都合で時間外、深夜（午後10時から午前5時）及び休日に勤務させることがある。但し、労働基準法第36条に基づく協定の範囲内とする。

2 満18才未満の者には時間外労働、休日労働及び深夜労働はさせない。

3 満18才以上の女子（管理監督職の者及び命令で定める専門職の者は除く）の時間外

労働、休日労働及び深夜労働については次のとおりとする。

- (1) 時間外労働は、4週間について36時間以下の範囲内、1年について150時間以下の範囲内で、労働省令で定める時間以上はさせないものとする。
- (2) 休日労働は、4週につき、労働省令で定める範囲内とする。
- (3) 深夜労働は行わせないものとする。

(年次有給休暇)

第7条 年次有給休暇については、労働基準法の定めるところとする。

(特別休暇)

第8条 特別休暇中の賃金は支給しない。但し、欠勤扱いはしない。

第4章 服務心得

(服務心得)

第9条 パートタイマー及びアルバイトは、次の事を守らなければならない。

- (1) 欠勤するときは、予め所属長に申し出て所定の手続きをとらなければならない。
- (2) RCJの名誉、又は信用を傷つけないこと。
- (3) RCJの機密事項を漏らさないこと。

第5章 解雇及び退職

(解雇)

第10条 パートタイマー及びアルバイトが、次の各号の一に該当するときは解雇する。

- (1) 精神又は身体に障害を生じ、もしくは虚弱、疾病のために業務に耐えられないと認められたとき。
- (2) 出勤常ならず改善の見込みのないとき。
- (3) 業務上の指示命令に従わないとき。
- (4) 会社の許可を得ないで、他の会社に雇用され、あるいは、自己営業を行い、会社が不都合と認めたとき。
- (5) 会社の経営上の理由にて継続雇用の必要を認めなくなったとき。
- (6) その他各号に準ずる理由があったとき。

(解雇予告、予告手当)

第11条 会社は前条による場合、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金を支払って解雇することができる。

- 2 予告の日数は、1日について平均賃金を支払った場合はその日数を短縮する。

(退職)

第12条 パートタイマー及びアルバイトが次の各号の一つに該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 契約期間が満了したとき。
- (3) 退職申し出が承認されたとき。
- (4) 第11条の規定により解雇されたとき。

(退職手続)

第13条 パートタイマー及びアルバイトが自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも30日前までに文書で退職の申し出をしなければならない。

(配置転換)

第14条 RCJは業務上の必要があるときは、職場もしくは職種を変更することがある。

第6章 賃金

(賃金構成)

第15条 賃金構成は次の通りとする。

- 基本給賃金
- 諸手当

(基本給)

第16条 基本給は原則として時間給とし、各人の能力及び経験等を勘案して個別にパートタイマー雇用契約書において定める。

- 2 計算単位は、場合によって日給制を採ることもある。

(諸手当)

第17条 諸手当はその都度各人に提示する。

(賃金の締切日及び支払日)

第18条 賃金は前月16日から当月15日までの期間（以下「賃金締切期間」という）について計算し、当月25日（その日が休日のときはその前日）に支払う。

(賃金の控除)

第19条 賃金の支払に際して、給与所得税、社会保険料など、法令に定められた金額を控除する。

2 遅刻、早退及び私用外出等により不就労については、その時間に対応する基本給を支給しない。

(通勤手当)

第20条 パートタイマー及びアルバイトが通勤するために、交通機関を利用した場合には通勤手当として、実費を支給する。

(基準外賃金)

第21条 パートタイマー及びアルバイトが、実働時間が8時間を超えて就業した場合には時間外勤務手当、法定休日に就業した場合には休日出勤手当、深夜に就業した場合には深夜手当、のそれぞれ労働基準法の定めによる時間外割増賃金を支給する。

第7章 安全及び衛生

(安全衛生)

第22条 パートタイマー及びアルバイトは就業にあたり、安全及び衛生に関する諸規則及び作業心得を守るとともに、安全管理者及び衛生管理者の指示に従わなければならない。

第8章 災害補償

(災害補償)

第23条 パートタイマー及びアルバイトが業務上負傷し、疾病にかかった場合は、労働基準法によるほか、労働者補償保険法の定める所により補償する。

第9章 社会保険の加入

(社会保険の加入)

第24条 RCJ は、パートタイマー及びアルバイトについて、労働保険、社会保険など、常態として法令に定められた基準に達したときは加入の手続きをとる。

付 則 この規程は、2020年3月1日より施行する。